

令和6年度

第1回豊浦町農業委員会総会会議録

令和6年4月22日（月）

令和6年度 第1回豊浦町農業委員会総会

1. 開催日時 令和6年4月22日(月) 午後4時00分開会
午後4時32分閉会
2. 開催場所 豊浦町役場3階 第1会議室
3. 出席委員 (7人)

会長	1番	山口 一敏
職務代理	2番	石村 光博
	3番	麻生 祐一
	5番	江刺家 輝雄
	8番	四釜 征子
	9番	佐藤 義一
推進委員	2番	伊藤 政彦
4. 欠席委員 (5人)

	4番	大野 幸一
	6番	谷岡 雅夫
	7番	山田 洋之
推進委員	1番	三澤 真紀子
	3番	山口 幸貴
5. 議事日程

第1	会期	会期決定の件
第2	署名委員	会議録署名委員指名の件
第3	諸般の報告	会長
第4	報告第1号	事務局職員の人事について
第5	議案第1号	現地目証明発給の件
第6	議案第2号	豊浦町農用地利用集積計画承認の件
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	井上 政信
事務局主査	朽葉 昌生
書記	瀬野 栄一
書記	水上 紗羽季

7. 会議の概要

○山口会長

皆さん、本日はお忙しいところお集まり頂きありがとうございます。総会開始前に携帯電話については、必ず電源を切るかマナーモードにするなどのご対応をお願いいたします。

只今の出席委員は6名、推進委員は1名でありますので、会議は成立いたします。これより令和6年度第1回農業委員会総会を開催いたします。

日程第1、会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。会期は本日1日間とすることにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○山口会長

異議なしと認めて、会期は本日1日間といたします。

また、スムーズな議事進行にご協力をお願いいたします。

日程第2、会議録署名委員には会長において、石村職務代理、麻生委員を指名いたします。

日程第3、諸般の報告をいたします。令和6年3月29日開催の令和5年度第11回農業委員会総会以降の会務について、説明を求めます。

○井上事務局長

令和6年度農業委員会会務報告をいたします。

4月4日から5日にかけて、令和6年度胆振地方農業委員会連合会総会が厚真町にて開催され、山口会長と井上局長で参加してございます。なお、4月4日ですが、会議終了後引き続き、令和6年度地区別農業委員会会長事務局会議、これは北海道農業会議が主催でございますが、同日開催されております。

4月15日は、現地確認を実施し、大岸地区において、佐藤委員、四釜委員、江刺家委員、瀬野書記が参加し、後程の議案にもある案件ですが、2件の現地確認を行っております。

以上でございます。

○山口会長

日程第4、報告第1号、事務局職員の人事について、説明を求めます。

○井上事務局長

報告第1号、事務局職員の人事について、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、下記のとおり事務局職員の人事を発令したので報告するものです。

免職者は、大嶋果林さん。次長、兼務でございました。令和6年4月1日付けで教育委員会に出向となっております。

一方、任職者は、朽葉昌生さんで、主査、農林課農林係長との兼務でございます。令和6年4月1日発令です。

なお、本日、朽葉主査が出席しておりますので、一言ご挨拶させていただきたく、会長より発言の許可をお願いいたします。

○山口会
長

はい、許可いたします。

○朽葉主
査

只今ご紹介いただきました主査の朽葉と申します。これまで商工観光係
におりまして、4月1日より、農業委員会及び農林係として、配属となり
ました。農業に関する行政は、初めてになりますけれども、1日でも早く
皆様のお役に立てるよう勉強してまいりますので、ぜひ御指導いただけれ
ばと思います。どうぞよろしく申し上げます。以上です。

○山口会
長

日程第5、議案第1号、現地目証明発給の件について、議題といたしま
す。説明を求めます。

○井上事
務局長

資料は3ページです。議案第1号、現地目証明発給の件でございます。
次のとおり土地の現況証明願がありましたので、証明発給にあたり委員
会の意見を求めるものです。

4ページをご覧ください。番号1、 番地、公衆用道路、2
91㎡、区分は民地です。願出人は、伊達市 さんです。
願出理由は、地目変更、調査状況は、令和6年4月15日現地確認で、現
地確認委員は、佐藤委員、四釜委員、江刺家委員でございます。

番号2、 番地、畑、5、208㎡、民地、願出人は、伊達
市 さんです。地目変更が理由となっております。令和6
年4月15日、現地確認で、佐藤委員、四釜委員、江刺家委員で行ってご
ざいます。判定地目は、後程、現地確認委員から説明をお願いいたします。

5ページをご覧ください。1番の さんの件の図面です。 地
区の から に入り、北に約400m、
 の西側にあります。

6ページは、その拡大図でございます。

7ページは、その現況写真でございます。

8ページは、2番、 さんの関係です。 地区、
より南に約600m、 の北側に隣接する農地となり
ます。

9ページは、現況写真でございます。

資料の説明は以上です。

○山口会
長

それでは、担当委員から補足説明をお願いいたします。

○佐藤委
員

1番の案件から説明いたします。

事務局より説明がありました。4月15日に私と四釜委員、江刺家委
員、瀬野書記で現状確認をいたしました。写真でもわかると思いますが、
公簿地目は公衆用道路であります。実際は農地として使用されておりましたので、農地へ地目変更とすることに問題ないと思います。

なお、地目が公衆道路でありますので、法務局に登録することが可能か
の確認を瀬野書記に依頼したのですが、その結果としては、個人名義の土
地であるため地目変更登記をすることに問題ないということでした。ご判

断をよろしく願います。

○山口会長

事前に聞いていた話では、公衆用道路であっても私有地なので、法務局としては農地に地目変更しても問題がないということで、今回議案に上がった経緯があります。そのことを踏まえ、何か質疑がありましたら願います。

麻生委員。

○麻生委員

確認ですが、1番の案件は、農地に地目を変更すると。そういうことなんです。

○山口会長

事務局。

○井上事務局長

はい。そうです。

○山口会長

他にありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○山口会長

なければ質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第1号、現地目証明発給の件の1番の案件については、現地確認委員の判定のとおり、農地と判定することで、異議ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○山口会長

異議なしと認めて、決しました。

○佐藤委員

それでは、2番の案件について説明いたします。

1番目の案件と同様に、4月15日、四釜委員、江刺家委員、私と瀬野書記とで現地確認をしました。

この件については、以前にも2回程、現地確認が行われた経緯があり、また、写真で確認してもらえば分かると思いますが、未耕作となって15～16年は経っており、年数だけでとらえるなら農地から落とすことになりがちですが、現地確認の状況としては、自然に生えてきた樹木などは少なく、それほど荒れてはおりません。また、今後と同様の案件が上がってきたときの判断に支障をきたすのではないかとということもあり、我々現地確認した委員の判断としては、今回農地から落とすことは無理だろうと判断されます。

なお、話を聞いた中で、この土地は中国人に売る事を考えているということなんです。その中国人は、現在、XXXXXXXXXXで農業を学んでおり、農業者になることを目指しているような情報があります。

いずれにしても、今回は現地確認委員としては、地目変更の申請は認められない結論となりましたので、これを踏まえ、ご判断をお願いいたします。

以上です。

○山口会
長

事務局の方から何か説明ありますか。

○井上事
務局長

ありません。

○山口会
長

質疑があつたらお受けいたします。
麻生委員。

○麻生委
員

確かにこの案件は過去にも取り扱っておりました。そのときも、現地確認の結果として耕作が可能な土地と大抵の人は見てきたのです。

先程の説明で未耕作となつて10数年経つたと言うけども、実際には、未耕作となつてから年数的にもつと経つてるよね。

それと補足説明の中で、将来は中国人系に売りたいということもあつたのですが、もう少し具体的な状況になつた段階で再検討をしてもいいのではないかと私は思います。

○山口会
長

佐藤委員。

○佐藤委
員

以前は、この農地で苺なり、アスパラなり、そういうものを作付けしてた経緯があります。先ほどは15～16年つて言いましたが、麻生委員が言うように未耕作となつて20年以上経過してるかもしれません。以上です。

○山口会
長

他に何かありますか。

(「なし」と言う人あり)

○山口会
長

なければ質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第1号、現地目証明発給の件の2番目の案件につきましては、現地確認委員の判定のとおり、申請を承認せず、農地のままとすることで異議ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○山口会
長

異議なしと認めて、決しました。

日程第6、議案第2号、豊浦町農用地利用集積計画承認の件を議題といたします。説明を求めます。

○井上事
務局長

資料は10ページです。議案第2号、豊浦町農用地利用集積計画承認の件です。

次のとおり豊浦町農用地利用集積計画についての審議を求められましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号及び農業経営基盤

強化促進法第18条第1項の規定に基づき、委員会の意見を求めるものです。

11ページをご覧ください。農用地利用集積計画件数面積調べでございます。今回、賃貸借が10件で、合計294,133㎡、内訳については、備考欄に記載のとおりでございます。

12ページをご覧ください。一覧表で利用権設定関係でございます。

1番は、更新でございます。利用権設定を受ける者、豊浦町[]さん。土地は、[]番地[]、畑、37,197㎡のうち30,000㎡です。利用権を設定する者、豊浦町[]さん。利用権は、賃借権で、普通畑利用、令和6年5月1日から令和8年4月30日まで、反当たり6,000円、毎年12月15日まで口座振込でございます。

2番、更新でございます。[]さん、土地は、[]番地[]、田、7,123のうち、5,000㎡です。利用権設定する者、豊浦町[]さん。設定する利用権は賃借権、普通畑利用、令和6年5月1日から令和11年4月30日まで、反当たり6,000円、毎年12月15日まで口座振込です。

3番、更新です。[]土地は、[]番地[]、畑、13,093のうち、5,000㎡です。利用権を設定する者、豊浦町[]さん、利用権は、賃借権で普通畑利用、令和6年5月1日から令和8年4月30日まで、反当たり6,000円、毎年12月15日まで口座振込です。

4番、更新です。[]さん。土地は、[]番地、畑、15,993のうち、10,000㎡を含みます合計2筆で26,000㎡、利用権を設定する者、[]さんです。利用権は、賃借権で普通畑利用、令和6年5月1日から令和8年4月30日まで、反当たり5,000円、毎年12月15日まで口座振込です。

5番、更新です。[]さんの関係です。土地は、[]番地[]、畑、5,420のうち、4,000㎡を含みます合計2筆、7,000㎡、利用権を設定する者、[]さんです。利用権は、賃借権、普通畑利用で、令和6年5月1日から令和10年4月30日まで、反当たり5,000円です。毎年12月15日まで口座振込です。

6番は新規でございます。[]さんです。土地は[]番地[]、田、150を含みます、合計で3筆、10,000㎡、利用権を設定する者は、室蘭市[]さんでございます。代理人で[]さん。実際に管理している方と伺っております。設定する利用権は、賃借権で普通畑利用、令和6年5月1日から令和11年4月30日、反当たり5,000円、12月15日まで口座振込です。

13ページをご覧ください。

7番、更新でございます。[]さん。土地は、[]番地[]、畑、8,178㎡を含みます合計で4筆、57,119㎡。利用権を設定する者、[]さん、利用権は、いずれも賃

借権、普通畑利用、令和6年5月1日から令和11年4月30日まで、金額ですが、■の3筆については8,000円、■地区については、4,000円の単価となっております。毎年12月20日まで口座振込となっております。

8番は、新規とありますが、過去に個人と契約した者が、法人名義が変わったということで実質的には更新でございます。■さん、土地は、■、畑で318㎡を含みます合計で7筆、68,000㎡でございます。利用権を設定する者、■さん。賃借権で普通畑利用、令和6年5月1日から令和7年4月30日、反当たり6,000円、12月30日まで口座振込です。

9番、更新です。■さん。土地は■番地■、畑、15,333㎡を含みます合計で12筆、72,733㎡です。設定する者、■さん。利用権は、いずれも賃借権、採草畑利用、令和6年5月1日から令和9年4月30日まで、反当たり4,000円です。毎年12月30日まで口座振込です。

10番、更新です。■さん。土地は、■番地■、畑で13,281㎡、利用権を設定する者、■さんで、代理人で■さん。利用権については賃借権、採草畑利用、令和6年5月1日から令和11年4月30日まで。反当たり2,500円で、毎年12月31日まで口座振込です。

14ページをご覧ください。1番、■さんから■さんの関係の位置図でございます。■地区の住宅地から北へ約900m、■から西側に400m位の所に位置する農地になります。

15ページです。2番、■さんから■さんの関係でございます。■地区の■があつた場所になります。その■を挟んで西側の農地になります。

16ページです。3番、■から■さんの関係でございます。■のあつた場所の北側の農地になります。

17ページです。4番の■さんから■さんの関係でございます。■地区の■から■地区に向かう■に入り、すぐ西側に位置する農地になります。

18ページです。5番の■さんから■さんの位置図です。付近に目印になるような建物などは表示してございませんけれども、■地区の■の交差点から、北に1.2kmぐらいのところにあります、■の西側、約150mのところにある農地になります。

19ページです。6番、■さんから■さんの関係です。■地区、■より南に200m。■の町道を挟んで、北西に隣接する農地になります。

20ページです。7番、■さんから■さんの関係です。

地区の3筆の部分です。[]を挟んで西側の農地になります。ちなみに15ページでご説明しました、[]さんの案件の関係の農地と隣接した場所になります。

21ページです。7番、[]さんから[]さんの続きで、[]地区の部分の農地です。[]地区と[]地区の境界付近、[]から西に約1,000mに位置する農地になります。

22ページは、その拡大図でございます。

23ページをご覧ください。[]さんから[]さんの関係です。[]地区の住宅地から南東へ約700m、[]の南側の農地になります。

24ページです。9番、[]さんから[]さんの関係です。[]地区の[]の交差点から北に約600mから始まりまして、約1.6kmのところの点に在りて、[]に接してあります各農地となっております。

25ページです。10番、[]さんから[]さんの関係です。[]地区の[]から、[]さんの横の町道を通り、南に約700mに位置する農地でございます。

資料の説明は以上でございます。

○山口会長

はじめに、1番目から6番目の案件については、[]が除席の対象になりますので、よろしくお願いたします。暫時休憩します。

([]、退場)

○山口会長

休憩を閉じて、議事を再開いたします。

1番目から6番目の案件について質疑がありましたらお受けいたします。何かありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○山口会長

異議なしと認めて、承認することに決しました。暫時休憩いたします。

([]、入場)

○山口会長

休憩を閉じて、議事を再開いたします。

次に、7番目から10番目の案件について質疑がありましたらお受けいたします。何かありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○山口会長

なければ質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第2号、豊浦町農用地利用集積計画承認の件のうち、7番目から10番目の案件について、承認することで異議ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○山口会
長

異議なしと認めて、承認することに決しました。
以上をもちまして、令和6年度第1回農業委員会総会を終了いたしま
す。

議事録署名委員

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____